

# 災害廃棄物処理に係る 事務委託実施の府県対応リスト

## 【留意事項】

府県の大規模災害発生時における事務委託の受託可否は、被害の甚大さや被害市町村の状況を踏まえて判断するものであり、本対応リストが府県による事務委託の受託を決定付けるものではない。

令和8年3月

近畿地方環境事務所  
滋賀県 京都府 大阪府  
兵庫県 奈良県 和歌山県

# 目次

1. 事務委託手続きの流れ
2. 事務委託実施の府県対応リスト

## 【府県対応リストの趣旨】

○被災市町村だけでは膨大な量の災害廃棄物を処理できない場合、府県は災害廃棄物処理の事務委託を受けることができるとされている。

「災害廃棄物対策指針（改定版）」（平成30年3月、環境省環境再生・資源循環局、災害廃棄物対策室）

第1編 総則 第3章 基本的事項

(9) 処理主体

災害廃棄物の処理主体は市区町村等である。

都道府県は、市区町村から事務委託を受け、災害廃棄物処理の一部を実施する場合がある。

○災害廃棄物処理は市町村が処理を担うものであるが、南海トラフ巨大地震などの大規模災害発生時には大規模な被害が想定されており、東日本大震災と同様に被災市町村から府県へ災害廃棄物処理の事務が委託されることが想定される。

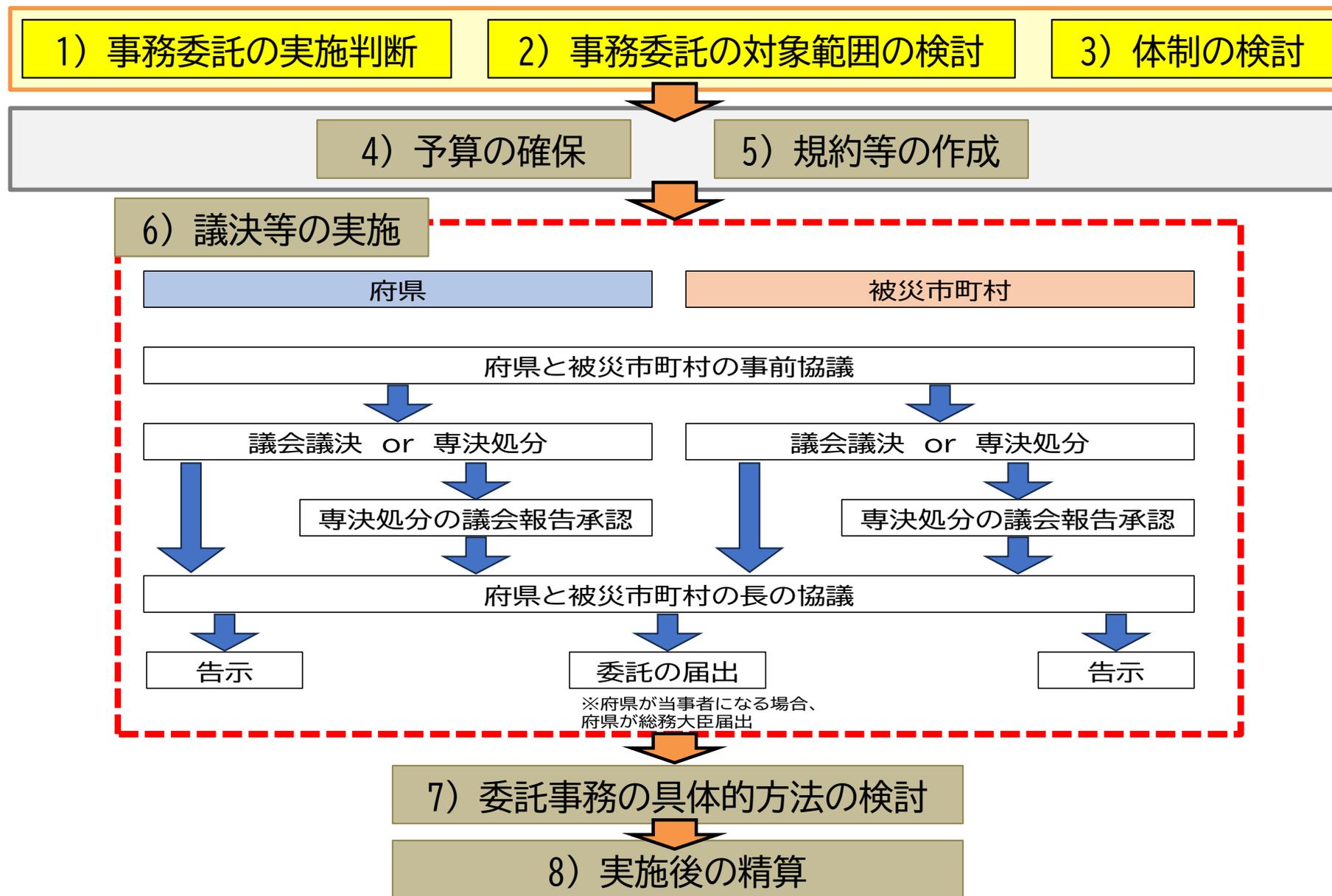
○本対応リストは、これまでの災害で事務委託が行われた事例などをもとに、事務委託を行うにあたり、発災後及び平時に行う対応と準備事項を整理したものであり、各府県が大規模災害発生時の事務委託による処理を検討する際の一助とするものである。

※本資料の作成においては次の資料を参考とした

「災害廃棄物処理に係る事務委託の検討の手引き」（令和7年3月、近畿地方環境事務所、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）

「岡山県災害廃棄物処理対策業務マニュアル」（令和7年2月、岡山県）

- 事務委託は地方自治法第252条の14～15及び第252条の2の2に基づき、下記赤点線枠「6)議決等の実施」の流れで行う
- このほか府県は、『手引き』に示された過去の事例から、1)～5)及び7)、8)も必要
- 本資料では、特に1)事務委託の実施判断～3)体制の検討の対応事項を具体的に提示



項目	対応事項の概要	具体的な対応事項		
		発災後	平時の準備	具体的な準備内容
1) 事務委託の実施判断	府県が事務委託を受託する判断基準、時期を設定する必要がある。【手引p13】	<ul style="list-style-type: none"> <li>①府県内の市町村、一部事務組合の被害状況を収集・整理</li> <li>②予め設定した判断時期までに、①の被害状況と予め設定した判断基準をもとに、事務委託の実施可否を検討</li> <li>③府県の担当局長等、副知事、知事に事務委託実施の内諾を得る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①事務委託が必要な災害規模の想定・府県内市町村の収集・運搬、処理の平時の能力の整理</li> <li>・府県内市町村の協定締結状況の整理</li> <li>②①をもとに府県が事務委託を受託する判断基準（市町村の平時の処理能力の数倍規模など）の検討</li> <li>③同様に判断すべき時期（発災後7日以内など）の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村処理計画の事務委託に係る記載内容と府県処理計画との整合を事前に確認・調整</li> <li>・事務委託が必要か否かは被災状況によりケースバイケースであるが、自治体の行政機能が不全である等、一定の判断基準の設定や判断すべき時間の目安を決めておく</li> </ul>
2) 事務委託の対象範囲の検討	府県が行う事務委託の対象範囲（二次仮置場の設置・運営、処分、家屋解体、処理実行計画の策定など）を検討する必要がある。【手引p16】	<ul style="list-style-type: none"> <li>①事務委託を実施するものとし、対象市町村が複数に及ぶと想定する場合に、必要に応じて被災市町村に対して事務委託の対象範囲について聞き取り調査を実施</li> <li>②調査結果を踏まえて事務委託の対象範囲を決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①平時の市町村の体制、処理能力をもとに、市町村の災害廃棄物処理が滞る業務を想定</li> <li>②県が行う事務委託の対象範囲（二次仮置場の設置・運営、処分、家屋解体、処理実行計画の策定など）を検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・二次仮置場の中間処理以降の対応がベースとなる</li> <li>・被災規模にもよるが、二次仮置場設定以前の段階で事務委託の可能性があるか事前に検討し、発災時に市町村への聞き取りを実施する体制や方法を検討しておく</li> </ul>

■府県による対応事例

1) 事務委託の実施判断 平時の準備 ②事務委託を受託する判断基準

・岡山県は、「市町村災害廃棄物処理対策業務マニュアル作成ガイドライン（以下、「岡山県市町村ガイドライン」という。）」（令和7年2月）を策定している。岡山県市町村ガイドラインでは、市町村の廃棄物部局が「事務委託の必要性が考えられた時には、直ちに県（循環型社会推進課）と協議を開始する。」と明記している。

項目	対応事項の概要	具体的な対応事項		
		発災後	平時の準備	具体的な準備内容
3) 体制の検討	府県の人員や事務執行に係る専門性は限定的なものがあり、実施体制の強化・人員の応援などにより進める必要がある。 【手引p17-18】	①予め作成した庁内の対象者リストをもとに、所属課に対して協力を依頼 ②府県内の業界団体（産業資源循環協会、解体業協会、建設業協会など）の支援要請	①庁内において災害廃棄物の事務委託の業務担当が可能な人員（実務経験者、廃棄物行政経験者、土木・建築職員等）のリストを作成 ②現行の所属課と事前に調整 ③リストの毎年更新 ④業界団体との協定締結、協定内容の確認・見直し	・庁内における一定の実務や廃棄物行政経験を有した職員を任命し各担当市町村を決定するなど、府県の応援体制を構築する ・危機管理部局や土木部局とも連携のうえ、協議を進める
	府県内の確保が困難である場合に備え、府県外や外部委託（ゼネコン、コンサルタント等）による人員確保の方策を検討する必要がある。 【手引p17-18】	①近畿地方環境事務所を通じて環境省人材バンクに支援を要請 ②外部委託（ゼネコン、コンサルタント等）への委託可否について検討	①近畿地方環境事務所を通じて環境省の人材バンクから事務委託の対応経験のある人材のリストを入手 ②外部委託（ゼネコン、コンサルタント（建設、補償等）による人員確保の可否について、庁内の契約関係部署と事前に調整	・全国的に必要規模の派遣要請に応えてくれる自治体職員の確保（知事会、市町村会、対口支援（応急対策職員派遣制度）の連絡先の確保） ・外部委託先のリストの整理

### ■府県による対応事例

#### 3) 体制の検討 平時の準備 ①庁内における一定の実務や廃棄物行政経験を有した職員を任命

- ・和歌山県は、一定の実務や廃棄物行政経験を有した職員を「災害廃棄物処理支援要員」に任命し、各担当市町村を決めており、一定の経験者を把握している。支援要員は県災害廃棄物処理計画に位置付けている（p14ほか。事務委託に係る担当の位置づけは明示なし）
- ・岡山県は、県災害廃棄物処理計画の体制の確立において、「災害廃棄物処理の実務経験者や廃棄物行政経験者及び土木・建築職員を確保するとともに、受援調整部を通じて他都道府県に災害対策経験者の派遣要請等を行い、体制を強化」と位置付けている（p38）。
- ・岡山県は、「岡山県災害廃棄物処理対策業務マニュアル（以下、「岡山県マニュアル」という。）」（令和7年2月）、「岡山県市町村ガイドライン」を策定している。岡山県マニュアルでは、廃棄物の区域外処理にあたっての市町村間調整を行う際に、必要に応じて「災害廃棄物処理連絡会」を設置し、協議するものとしている（p24）。また、「受託事務専門チーム」の設置、県外の災害廃棄物実務経験者の支援要請を位置付けている（p52）。「受託事務専門チーム」は、災害廃棄物処理の実務経験者、廃棄物行政経験者、土木・建築職員を確保としている。

項目	対応事項の概要	具体的な対応事項	
		発災後	平時の準備
4) 予算の確保	災害廃棄物処理に必要な予算の確保が必要。財政当局と連携	①庁内の財政当局と連携（調整）し、災害廃棄物処理に必要な予算を確保	・災害廃棄物処理に係る事務委託の費用の確保方法（補助金の対象となる業務項目など）について事前に近畿地方環境事務所に確認
	受託後の契約については、委託額が一定規模額以上の場合には日本国外の企業も入札参加の必要。庁内で事前に調整・確認 【手引p21】	①事務委託の実施範囲に応じて業務規模を検討 ②日本国外の企業参加が求められる業務規模になることが想定された場合、入札等の方法について庁内契約担当部署と調整	・日本国外の企業も入札参加の必要が生じる委託額について庁内の契約担当部署に事前に確認 ・日本国外の企業も参加する場合の入札等の方法について、庁内の契約担当部署に事前に確認
5) 規約等の作成	事務委託の実施を判断したのち、速やかに被災市町村に確認、委託内容の規約調整などの文書により議会議決が必要。予め必要書類のひな型を作成。 ※規約等は事務委託の対象範囲に関係することから「2) 事務委託の対象範囲の検討」を参照 【手引p12, 23-46】	①事務委託を行う被災市町村に事務委託手続きの流れを共有 ②事務委託を行う被災市町村に対して必要書類の作成を連絡	・予め必要書類のひな型（府県用、市町村用）を作成（参照：【手引p28～32】）
	書類は市町村と双方に必要であり、平時に事前に共有		・必要書類のひな型（市町村用）を平時に市町村と共有。必要に応じて説明会など開催

項目	対応事項の概要	具体的な対応事項	
		発災後	平時の準備
6) 議決等の実施	事務委託の実施にあたり、事前協議、議会議決又は専決処分、議会報告、告示、総務大臣届け出の手順が府県、被災市町村ともに必要。府県の実施主体（担当窓口）、手順、期間などを事前確認【手引p12】	<ul style="list-style-type: none"> <li>①府県庁内において、事前協議、議会議決又は専決処分、議会報告、告示、総務大臣届け出の手続きを進める</li> <li>②事務委託を行う被災市町村に対しても同様の手順の実施を連絡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・府県の事務委託手続きの担当窓口、実施の流れ（手順）、手続き開始の期間について、予め設定し、庁内で事前に確認</li> </ul>
7) 委託事務の具体的な方法の検討	2) で検討した事務委託の範囲に応じて、具体的な実施方法について、事例などをもとに平時に検討【手引p54-76】	<ul style="list-style-type: none"> <li>①事務委託を行う被災市町村と事務委託の具体的な内容について協議を実施</li> <li>②定期的に協議を行い情報を共有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務委託の範囲に応じて、事務委託の具体的な実施方法について、事例などをもとに平時に検討</li> </ul>
8) 実施後の精算	府県へ委託した業務に要する費用は、府県が市町村に請求し、被災市町村が支払う。経費負担の契約の要否など平時に検討【手引p19, 47-48】	<ul style="list-style-type: none"> <li>①府県は、府県へ委託した業務に要する費用を市町村に請求</li> <li>②事務委託を行った被災市町村は、災害査定などを経て補助金を確保するなどして府県へ費用を支払い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経費負担の契約の要否を平時に検討</li> </ul>